

各都道府県知事
各市区町村長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布について（通知）

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号。以下「法」という。）が本日公布され、施行期日は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲で政令において定める日となったところです。

法の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、施行に向けた準備につき、ご留意いただくようお願いいたします。

記

第 1 総則

1 目的

法は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とすること。（第 1 条関係）

2 定義

法において「認知症」とは、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいうこと。（第 2 条関係）

3 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。（第 3 条関係）

- (1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- (2) 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- (3) 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の

確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。

- (4) 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- (5) 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- (6) 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- (7) 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

4 国の責務

国は、3の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すること。（第4条関係）

5 地方公共団体の責務

地方公共団体は、3の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すること。（第5条関係）

6 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の責務

保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努めなければならないこと。（第6条関係）

7 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務

公共交通事業者等、金融機関、小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者（6の者を除く。第3の10において同じ。）は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、そのサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならないこと。（第7条関係）

8 国民の責務

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならないこと。（第8条関係）

9 認知症の日及び認知症月間

国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日及び認知症月間を設け、認知症の日を9月21日、認知症月間を同月1日から同月30日までとすること。（第9条関係）

10 法制上の措置等

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。（第10条関係）

第2 認知症施策推進基本計画等

1 認知症施策推進基本計画（第 11 条関係）

- (1) 政府は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないこと。
- (2) 基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- (3) 内閣総理大臣は、基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。
- (4) 政府は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。
- (5) 政府は、適時に、(2)の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。
- (6) 政府は、認知症に関する状況の変化を勘案し、及び認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこと。
- (7) (3)及び(4)は、基本計画の変更について準用すること。

2 都道府県認知症施策推進計画（第 12 条関係）

- (1) 都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画（2及び3(1)において「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。
- (2) 都道府県計画は、医療計画、都道府県地域福祉支援計画、都道府県老人福祉計画、都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないこと。
- (3) 都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならないこと。
- (4) 都道府県は、都道府県計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならないこと。
- (5) 都道府県は、適時に、都道府県計画に基づいて実施する施策の実施状況の評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならないこと。
- (6) 都道府県は、当該都道府県における認知症に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県における認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないこと。
- (7) (3)は(5)の評価の結果の取りまとめを行おうとする場合について、(3)及び(4)は都道府県計画の変更について、それぞれ準用すること。

3 市町村認知症施策推進計画（第 13 条関係）

- (1) 市町村（特別区を含む。(1)において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（(2)及び(3)において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。
- (2) 市町村計画は、市町村地域福祉計画、市町村老人福祉計画、市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないこと。
- (3) 2(3)から(7)までは、市町村計画について準用すること。

第3 基本的施策

1 認知症の人に関する国民の理解の増進等

国及び地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとする。 (第14条関係)

2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 (第15条関係)

(1) 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進、事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定、民間における自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 認知症の人の社会参加の機会の確保等 (第16条関係)

(1) 国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、若年性認知症の人(65歳未満で認知症となった者をいう。(2)において同じ。)その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資するよう、事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るため、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。 (第17条関係)

5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 (第18条関係)

(1) 国及び地方公共団体は、認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症に係る専門的な医療又は認知症の人の心身の状況に応じた良質かつ適切な認知症の人に対する医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するため、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(3) 国及び地方公共団体は、個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、認知症の人の保健、医療又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

6 相談体制の整備等 (第19条関係)

(1) 国及び地方公共団体は、関係機関及び民間団体相互の有機的な連携の下に、認知症の

人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため必要な体制の整備を図るものとする。

- (2) 国及び地方公共団体は、認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

7 研究等の推進等（第20条関係）

- (1) 国及び地方公共団体は、認知症の本態解明、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法その他の事項についての基礎研究及び臨床研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項についての調査研究及び検証並びにその成果の活用のために必要な施策を講ずるものとする。
- (3) 国は、共生社会の実現に資する研究等の基盤を構築するため、官民の連携を図るとともに、全国的な規模の追跡調査の実施の推進、治験の迅速かつ容易な実施のための環境の整備、当該研究等への認知症の人及び家族等の参加の促進、当該研究等の成果の実用化のための環境の整備、当該研究等に係る情報の蓄積、管理及び活用のための基盤の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

8 認知症の予防等（第21条関係）

- (1) 国及び地方公共団体は、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するため、地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

9 認知症施策の策定に必要な調査の実施

国は、認知症施策を適正に策定し、実施し、及び評価するため、必要な調査の実施及び当該調査に必要な体制の整備を図るものとする。（第22条関係）

10 多様な主体の連携

国は、国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者等の多様な主体が相互に連携して認知症施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。（第23条関係）

11 地方公共団体に対する支援

国は、地方公共団体が実施する認知症施策を支援するため、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。（第24条関係）

12 国際協力

国は、認知症施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるものとする。（第25条関係）

第4 認知症施策推進本部

1 設置

認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、認知症施策推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。（第26条関係）

2 所掌事務（第27条関係）

(1) 本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

イ 基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

ロ 関係行政機関が基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。

ハ イ及びロのほか、認知症施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(2) 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、認知症施策推進関係者会議の意見を聴かなければならないこと。

イ 基本計画の案を作成しようとするとき。

ロ (1)ロの評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。

(3) (2) (イに係る部分に限る。) は、基本計画の変更の案の作成について準用すること。

3 組織等（第28条～第31条関係）

(1) 本部は、認知症施策推進本部長、認知症施策推進副本部長及び認知症施策推進本部員をもって組織すること。

(2) 本部の長は、認知症施策推進本部長（(4)において「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てること。

(3) 認知症施策推進副本部長（(4)において「副本部長」という。）は、内閣官房長官、健康・医療戦略担当大臣及び厚生労働大臣をもって充てること。

(4) 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国务大臣をもって充てること。

4 資料の提出その他の協力（第32条関係）

(1) 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができること。

(2) 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、(1)の者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。

5 認知症施策推進関係者会議（第33条及び第34条関係）

(1) 本部に、2(2)（2(3)において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、認知症施策推進関係者会議（5において「関係者会議」という。）を置くこと。

(2) 関係者会議は、委員20人以内で組織すること。

(3) 関係者会議の委員は、認知症の人及び家族等、認知症の人の保健、医療又は福祉の業務に従事する者その他関係者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

(4) 関係者会議の委員は、非常勤とすること。

6 その他（第35条～第37条関係）

(1) 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理すること。

(2) 本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とすること。

(3) この法に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定めること。

第5 施行期日等

1 施行期日

法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

すること。（附則第1項関係）

2 検討（附則第2項及び第3項関係）

- (1) 本部については、法の施行後5年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられること。
- (2) (1)のほか、国は、法の施行後5年を目途として、法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。